徳島県告示第５７１号

平成16年徳島県告示第１２４号（建築基準法の規定に基づき、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域並びに当該区域に係る数値について定める件）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日から施行する。

令和８年11月13日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

「第52条第１項第８号」を「第52条第１項第９号」に改める。